

生活環境課からのお知らせ

☎ 本庁舎生活環境課 ☎ 0857-20-3217 ☎ 0857-20-3045

シリーズ 4R のひみつ 第 10 回

■インクカートリッジ里帰りプロジェクト

本市は、廃棄されるインクカートリッジを回収し、資源として活用する活動「インクカートリッジ里帰りプロジェクト」に参加し、使用済インクカートリッジの回収を行っています。

回収場所は本庁舎玄関、駅南庁舎東入口の2か所です。

■引っ越しごみなど、一時多量ごみの処分について

引っ越しに伴う多量ごみを一度にごみステーションに出されますと、ごみステーションの管理やごみ収集などに支障をきたします。多量のごみを一度に処理される場合には、本市一般廃棄物収集運搬業許可業者に収集を依頼していただくか、直接、処理施設に搬入してください。(処理施設につきましては、市報および総合支所だより付録の「平成30年度ごみの収集計画表」に記載していますので、ご確認ください。)

回収対象となるインクカートリッジは以下のメーカーの使用済みカートリッジです。対象メーカー以外のインクカートリッジやカートリッジ以外の物を回収箱に入れないでください。

◆対象メーカー

- ・ブラザー工業株式会社
- ・キャノン株式会社
- ・セイコーエプソン株式会社
- ・デル株式会社
- ・日本ヒューレット・パッカート株式会社

また、やむを得ず、ごみステーションを利用される場合には、2、3袋ずつ、何度かの収集日に分けて出してください。

なお、本市ごみステーションでの収集は、家庭ごみを対象としています。事務所、店舗、飲食店などの事業活動に伴って発生する事業所ごみは、ごみステーションに出さないで自ら処理するか、ごみの収集運搬許可業者に収集を依頼してください。

祝日のごみ収集(鳥取地域)

※鳥取地域以外については総合支所だよりをご覧ください。各総合支所市民福祉課(☎12ページ)までお問い合わせください。

祝日のごみ収集日にあたる地区は、ごみ収集のスケジュールが変更になります。

月日	可燃ごみ	古紙類	ペットボトル	プラスチックごみ	食品トレイ資源ごみ 小型破碎ごみ
3月21日(水) (春分の日)	収集します		お休みします ※28日(水)に振替	お休みします	

■ごみを出す時は必ず収集曜日を守り、朝8時までに出してください。ただし、自然災害(台風・大雨・洪水・大雪・地震など)のおそれがある場合は、身の安全に十分配慮し、危険または困難な場合は次回の収集日(安全な日)に出すようにしてください。

乾電池・蛍光灯の収集

鳥取地域の次の乾電池、蛍光灯の収集は4月2日(月)～6日(金)の小型破碎ごみの収集日です。乾電池は透明または半透明の袋に入れ、蛍光灯は壊れないよう購入時のケースなどに入れて、出してください。

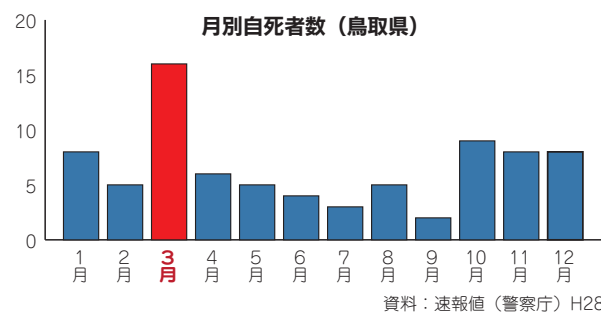
4月

3月は『自殺対策強化月間』です



「眠れますか？」
睡眠キャンペーン
キャラクター
「スーミン」

例年、自死者数の最も多い3月を自殺対策強化月間と定め、国や県、市町村、関係機関が連携し、さまざまな啓発活動を行っています。鳥取県でも平成28年度自死者数を月別に見ると、3月が1番多くなっています。3月が多い原因として進学や就職、異動や転勤など生活環境が大きく変わり、ストレスを抱えやすい時期であることが考えられています。



☎ 中央保健センター ☎ 0857-20-3194 ☎ 0857-20-3199

◆睡眠から気づくこころの健康

過度なストレスはうつ病をはじめ、こころや身体に変調をきたします。特にうつ病と不眠は深い関係にあり、うつ病のおよそ90%の人に不眠の症状があります。睡眠には、身体的な疲労を回復し、ストレスを解消する働きがあります。十分な睡眠をとるには、食事や運動など、日中の過ごし方が大きく関わってきます。こころの病気になるために、まずは自分自身の睡眠を見直してみよう！また、身近に悩んでいそうな人、疲れていそうな人がいる場合、まずは「大丈夫？眠れてる？」と声をかけることから始めてみましょう。うつ病の予防や早期発見につながります

◆一人で悩まないで、まずはご相談ください。

【鳥取市こころの相談窓口】

- 中央保健センター 保健師 ☎ 0857-20-3194
- 鳥取東健康福祉センター 保健師 ☎ 0857-25-5008
- 障がい福祉課 保健師 ☎ 0857-20-3474
- 各総合支所市民福祉課 保健師 (☎12ページ)

国民健康保険の制度改正のお知らせ

☎ 駅南庁舎保険年金課 ☎ 0857-20-3481 ☎ 0857-20-3407、各総合支所市民福祉課 (☎12ページ)

◆4月から国民健康保険制度のしくみが変わります

これまで、国民健康保険制度(国保)の運営は市町村単位となっていました。平成30年4月1日から都道府県単位となります。それに伴い鳥取県が財政責任の主体となりますが、**国保の窓口は引き続き鳥取市となり、これまでと変更はありません**(資格の届出、保険料の支払いおよび保険給付など)。

都道府県単位となることに伴う主な変更点は、以下のとおりです。

■保険証などの様式変更

保険証の一斉更新となる平成30年9月に合わせて、保険証の様式が変更となります。

なお、その他の証(高齢受給者証、限度額適用認定証など)は平成30年7月に様式が変更となります。

■高額療養費の多数回該当の引継ぎ

同一県内の市町村間で引っ越しした場合でも、引っ越し前と同じ世帯であると認められるときは、高額療養費の多数回該当が引き継がれ、加入者の負担が軽減されます。(注)高額療養費とは、1か月の医療費が自己負担限度額を超えて高額になったとき、その超えた分が給付される制度です。自己負担限度額は、年齢と所得などにより異なります。また、過去12か月で高額療養費の対象になった回数が4回以上あった場合、多数回該当により自己負担限度額が引き下げられます。

◆8月から70歳以上75歳未満の人は、高額療養費の区分が変わります

区分	個人単位 (外来のみ)	世帯単位 (外来+入院)	区分	所得要件	個人単位 (外来のみ)	世帯単位 (外来+入院)
現役並み 所得者 ※1	57,600円	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% 【多数回該当:44,400円】 ※5	⇒	課税所得 690万円以上	252,600円+(総医療費-842,000円)×1% 【多数回該当:140,100円】	
				課税所得 380万円以上 690万円未満	167,400円+(総医療費-558,000円)×1% 【多数回該当:93,000円】	
				課税所得 145万円以上 380万円未満	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% 【多数回該当:93,000円】	
一般 ※2	14,000円 (年間上限 14.4万円) ※6	57,600円 【多数回該当:44,400円】	一般 ※2		18,000円 (年間上限 14.4万円) ※6	57,600円 【多数回該当: 44,400円】
区分Ⅰ ※3	8,000円	15,000円	区分Ⅰ ※3	8,000円	15,000円	
区分Ⅱ ※4			区分Ⅱ ※4			24,600円

※1 現役並み所得者は、窓口負担の割合が3割の世帯

※2 一般は、住民税課税世帯の内、※1に当てはまらない世帯

※3 区分Ⅰは住民税非課税世帯で、その世帯の各所得が必要経費・控除(年金の所得額は控除額を80万円として計算)を差し引いたときに0円となる世帯

※4 区分Ⅱは住民税非課税世帯の内、※3に当てはまらない世帯

※5 多数回該当とは、前12か月で4回以上の高額療養費に該当する場合に限度額が引き下げられる制度

※6 年間上限は、8月から翌年7月までの累計額に対して適用される限度額(住民税非課税世帯の区分Ⅰ、区分Ⅱの人が年間上限額を超える場合も適用されます)